

平成26年度 第4回府中市福祉計画検討協議会 会議録

■ 日 時：平成27年1月8日（木）午後3時～午後4時55分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>

足立和嗣、井上喜榮、木下義明、熊上肇、近藤克浩、下條輝雄、鈴木侑子、鈴木真理子、高倉義憲、塚原洋子、松村秀、若杉晴香、和田光一

<事務局>

福祉保健部次長兼地域福祉推進課長（遠藤）、地域福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹（宮崎）、高齢者支援課長（石川）、地域支援統括担当主幹兼施設担当主幹（安齋）、高齢者支援課長補佐兼介護保険担当副主幹（浦川）、障害者福祉課長（松下）、障害者福祉課長補佐兼生活係長（相馬）、健康推進課長（横道）、子育て支援課長（前澤）、高齢者支援課地域支援係長（楠本）、高齢者支援課介護保険係長（奥）、高齢者支援課事務職員（石附）、障害者福祉課事務職員（布目）、障害者福祉課事務職員（北川）、地域福祉推進課事務職員（渡部）、地域福祉推進課事務職員（飯泉）

株式会社生活構造研究所（半田、佐藤）

■ 傍聴者： 1名

■ 議 事 1 開会

2 検討協議事項

（1）前回会議録の確認について

（2）府中市福祉計画（案）のパブリックコメント手続の実施結果について

（3）府中市福祉計画（案）について

（4）その他

3 閉会

■ 資 料 資料1 平成26年度第3回府中市福祉計画検討協議会会議録

資料2 府中市福祉計画（案）

資料3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）

資料3-2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）の資料編

資料4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）（案）

資料4-2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）（案）の資料編

資料4-3 介護保険事業計画（第6期）（案）の保険料に関する資料

資料5 障害者計画・障害福祉計画（第4期）（案）

資料5-2 障害者計画・障害福祉計画（第4期）（案）の資料編

参考資料1 府中市福祉計画（案）のパブリックコメント手続の実施結果

参考資料2-1 府中市福祉計画（案）の主な修正箇所一覧

参考資料2-2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）の主な修正箇所一覧

参考資料 2-3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)(案)の主な修正箇所一覧
参考資料 2-4 障害者計画・障害福祉計画(第4期)(案)の主な修正箇所一覧
差替え資料 資料 2 府中市福祉計画(案)の 28 ページ、31 ページ

1 開会

事務局： ただ今から平成 26 年度第 4 回府中市福祉計画検討協議会を開催いたします。本日の会議は、委員 16 名中 13 名にご出席いただいております。定足数を満たしております。

議題に入る前に、資料の確認をさせていただきます。事前送付資料は、資料 1 から資料 5、参考資料 1、参考資料 2-1、2-2、2-3、2-4 でございます。本日お配りした資料は、議事次第、参考資料 3-2、4-2、4-3、5-2 でございます。また、事前配布資料の差し替えとして、資料 2 の 28 ページ、31 ページを配布しております。

本日の協議会でございますが、お手元の次第に基づきまして、まず福祉計画素案のパブリックコメント手続の実施結果をご報告させていただきます。続きまして、パブリックコメント手続以降、事務局に寄せられました計画素案に対するご意見、ご要望等を踏まえ、素案の一部を修正しておりますので、主な修正点を中心にご説明させていただき、委員の皆さまにご確認いただくことを予定しております。

本日は、傍聴希望の方が 1 名いらっしゃいますが、入場していただいておりますでしょうか。

(異議なし)

それでは傍聴希望の方に入場していただきます。

続きまして、議題に移らせていただきます。以後の進行につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

2 検討協議事項

(1) 前回会議録の確認について

会長： それでは議題に入りたいと思います。まず資料 1 の前回会議録の確認でございますが、何かございますか。よろしいでしょうか。それでは会議録が承認をされたということですのでよろしくお願いいたします。

(2) 府中市福祉計画（案）のパブリックコメント手続の実施結果について

会 長： 次に、府中市福祉計画（案）のパブリックコメント手続の実施結果について、事務局から説明をお願いします。

（事務局より、参考資料1について説明）

会 長： 事務局から参考資料1のパブリックコメント手続の実施結果について説明がございました。ご意見等ございましたらよろしく申し上げます。何かございますか。

参考資料1の福祉計画の2ページ目、福祉エリアについてという項目につきましては、この協議会でもいろいろとご意見をいただいたところでございます。府中市は6つの福祉エリアがございますが、ほかの事業にもそれぞれエリア分けがあるということで、それらについて整合性があるようにということで論議をさせていただきました。将来的には他のエリアも含めてしっかりと調整して事業を実施していくということでしたが、その辺について、事務局の考え方を確認させていただきたいと思います。

事 務 局： 資料2の32ページにも記載させていただいておりますが、福祉エリアにつきましては、現行の福祉エリアを基本的に踏襲しつつ、他の事業のエリアとの連携、調整を図るということでご説明させていただいております。この点につきましては、パブリックコメントでもご意見をいただいております。後程、参考資料2-1の修正点のところでもご説明したいと考えておりますが、それぞれの事業に適した圏域に基づき事業を展開するというので、例えば福祉エリアを使うよりも他の事業のエリアを使ったほうが効果的な事業展開ができるということであれば、他のエリアを使っていきたいと考えております。他分野との連携を進めていく中で、圏域の調整については段階的に進めていきたいと考えており、32ページの記載を若干修正しております。

会 長： 有り難うございます。何か質問や確認はございますか。それではまた後でまとめて論議をしたいと思います。

(3) 府中市福祉計画（案）について

会 長： それでは、次の議題の府中市福祉計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より資料2、資料3、3-2、資料4、4-2、4-3、資料5、5-2、参考資料2-1、2-2、2-3、2-4について説明）

会長： それでは修正箇所等についての確認を含めて質問をお伺いします。何かございますか。

委員： 資料2の福祉計画（案）について、何点か指摘をしたいと思います。

22ページのニートの項目ですが、全国の若年無業者数が載せられています。市の数値を把握するのは非常に困難だとは思いますが、突然ここに全国の数字が出てくるのはちょっと違和感がありました。

それから、これはやむを得ないのですが、23ページの市民協働に関する意識調査のデータで、①特に協働が有効だと思う分野のトップに「福祉に関すること」という項目が上がっています。これは質問の仕方がそうなのでどうしようもないのですが、「福祉に関すること」では漠然としすぎていると思います。今後また同じような調査をされる時には、福祉にもいろいろあってバラエティに富むので、質問の仕方をご検討いただいたほうがよいのではないかと思います。

27ページの福祉施策の考え方の（1）「自助」「互助」「共助」「公助」ですが、上から4行目に、本市では「個人の尊厳を尊重しながら、自助・互助の役割に配慮しつつ、それではカバーできないことに公的サービスによる対策を講じる」ことを福祉サービスの基本的な考え方として福祉施策に取り組みます、とあります。かつては公的な行政サービスが福祉を全面的に行っていたのですが、時代の変化、生活の変化とともに、もうそれはできないのだと。むしろ地域を中心として住民の方々が支えてください、ということでもいいのですが、市の役割があまりにも後ろに引きすぎているという印象があります。今後は「自助」、「互助」が中心になるのですが、市はそれをバックアップしますよ、というような表現にしないと、市民の方からは、「なんだ、市はもう後ろに引いてしまうのか」と取られかねないと思います。もう少しその辺をうまく盛り込んで、市は最終的にそういう「自助」、「互助」の機能が発揮できるような条件整備も含めて、確実にバックアップしますということを、もう少し前面に出されたほうがいいのではないだろうかと思います。

28ページの（2）地域包括ケアの実現というところですが、地域包括ケアとは一体何なのかということがこの福祉計画の中からはちょっと読み取れないですね。もちろん国が地域包括ケアをこれから実施していくといっているのですが、もう少し市民の方にわかるようにしていただけたらいいのではないかと思います。また、28ページの上から5行目の「本来的には、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者など、福祉課題（生活上の問題・困難）を有するあらゆる人」という文章は語呂が悪いので、「生活困窮者だけでなく」と修正していただき、いろんな生活問題を抱えるすべての市民に対して行いますよ、という文言にしたほうがいいのではないかと思います。

29ページに（4）セーフティネット（安全網）の充実とあります。セーフ

ティネットは社会保障の中で考えられることなのですが、ここでセーフティネットが出てくるのは少し違和感があります。もう少し別の表現ができないだろうかと考えました。

30 ページの（１）みんなで進める福祉の地域づくりの 6 行目に、「生活支援等も必要であり」と書いてありますが、これは市民が行う生活支援なのか、市民がそこまで行うのかな、と感じました。福祉計画については以上です。

次に、資料 3 の地域福祉計画ですが、60 ページの目標 5 の（１）に「福祉意識の醸成（心のバリアフリー）」という表現があります。これはほかのところにも出てくるかもしれませんが、障害者福祉が私の専門でございまして、福祉意識の醸成イコール心のバリアフリーというのはすごく違和感があるのです。障害者福祉の場合は、心のバリアフリーというのは、障害を持っている方に偏見や差別感などを持つことはやめましょう、という使い方をします。市民の方々に福祉意識の醸成を促すというのは、同じ市民の方でいろいろな生活問題を抱えている人たちに対して、もっと積極的に市民相互で手を差し伸ばしていきましょうということを意図されたと思いますけれども、それと心のバリアフリーをイコールにするのは少し違和感がございます。

会 長： 有り難うございます。事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局： ご指摘有り難うございます。市の考え方について説明させていただきます。

資料 2 の 22 ページの⑦ニートの数値でございますが、市内の若年無業者数の把握が難しかったため、便宜的に国の数値を使わせていただいたところで。正確な状況把握も含めて、今後、地域福祉分野になるかと思いますが、まずデータとして把握できるようにすることも課題の 1 つと考えています。

23 ページの市民協働に関する意識調査につきましては、市民協働の担当部署が初めて行った調査でして、あくまでも市民生活全体の調査ということで、かなり括りが荒いというご指摘はその通りだと思いますので、市民協働の担当部署にも伝えさせていただきます。

次に、福祉計画の考え方でございます。27 ページの（１）「自助」「互助」「共助」「公助」というところで、ここは今回の計画の考え方の基本となる部分でございますが、ご指摘の通り、「自助」、「互助」を前面に出すことを意図したのではなく、あくまでも「公助」だけでは難しいので、様々な要素をバランスよくという趣旨で書かせていただいたものです。しかし、「自助」「互助」「共助」「公助」という順番で支援をしていくということは現行計画から引き継いでいる考え方です。その点については、変更はないものと考えておりますが、地域の支えあいが今回テーマになっておりますので、「互助」を新たに少し強調させていただいています。市の役割が後ろに引いているというご指摘は、以前もこの協議会でございましたので、そちらを補足するものとして、29 ページの（３）市民・関係機関・事業者との協働ということで、市民や地域組織等の取組を行政がバックアップしていくことを書かせて

いただきました。それでも足りない場合には、(4)セーフティネット(安全網)の充実というところで支援していくということで、「公助」が後ろに引いているというご指摘をフォローしたという趣旨でございます。

セーフティネットにつきましては、市町村レベルの話として、また言葉として適切かどうかというところではご議論があるかと思えます。その点につきましては、一度事務局で預らせていただきたいと思いますと考えております。

30ページの(1)の文中の「生活支援」につきましては、市民の方に困っている人の生活支援を全部やってほしいという趣旨ではございません。例えば高齢者分野では、ゴミ出しの手伝いや傾聴の支援など、市民の方ができる範囲で困っている方の生活のお手伝いをさせていただくという趣旨で記載しております。趣旨が読み取れないというご指摘かと思えますので、事務局で預らせていただきたいと思います。

最後に、資料3の地域福祉計画の60ページ、福祉意識の醸成(心のバリアフリー)というところですが、事業番号71の福祉意識の醸成の事業内容をご覧くださいますと、ソーシャルインクルージョンの理念の普及ということに記載しております。差別の意識をなくしましょうということだけではなく、様々な方と一緒に仲間として支えていこうということをやっております。また目標5では、主にバリアフリーに関する事業を記載しております。バリアフリーの4つの要素、心のバリアフリー、情報のバリアフリー、制度のバリアフリー、物理的なバリアフリーをわかりやすく表現したというところもございます。

会 長： 有り難うございました。訂正できるところは訂正するというので、パブリックコメント等の意見を反映して、文言がだいぶ変わっているところもございますので、その辺について確認をしていきたいと思えます。ほかに何かございますか。

委 員： 資料4の高齢者計画の106ページ、107ページの介護保険サービスの見込み量について、平成27年度、28年度、29年度の推計値を出していただいているのですが、制度改正、法改正により、介護予防については訪問介護や通所介護は地域支援事業に組み替えるということがありますが、府中市では、これは経過措置という位置づけで、28年度までは従前のとおり介護保険の予防給付に位置づけるという理解でよかったですでしょうか。

事 務 局： 地域支援事業に移行したあとの予防通所介護と予防訪問介護の部分についてはゆるやかに減っていく状況です。

会 長： よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。
新たな介護保険制度は今年の4月から始まります。資料4の100ページの(3)地域支援事業のうち「包括的支援事業」の中に、在宅医療・介護連携

の事業が入っていますけれども、ここでは推進しますということしか書かれていません。おそらく具体的に7つぐらい推進事業が出ていると思いますので、その辺についての確認をしたいと思います。

また、平成26年6月に医療介護総合確保推進法という法律ができて、要するに医療法や介護保険法を修正して、在宅で生活できるシステムを組んでいこうという流れになっていますけれども、福祉計画のどの辺で書かれているのか。これが今回の介護保険制度の改正の目玉だと思いますが、それについて事務局から説明をお願いします。

事務局： 総合事業の見込みの部分についてどうなっているかということだと思いますけれども、現時点で、府中市の総合事業の開始時期につきましては、平成29年4月までには実施したいと考えています。今回の計画が27、28、29年度の3年間の計画になりますので、現時点でのサービス量の中でいいますと、29年度の部分としては、約10億円、これは現行の予算から大体見積もってそのくらいになるというところを考えておりまして、それを見込んでサービス量の数字を出しております。

本来ならば、もう少し細かく開始時期がはっきりわかって、具体的に実施する内容が決定できていれば、この中に詳細に入れてサービス見込量を出したいところではあるのですが、現在のところ府中市ではそこまで進んでいない状況です。これは他市も同じ状況なのではございますけれども、今後、第6期のスタートとあわせて実施していくかたちになりますので、現行で考えられる数字は10億円と見込んでいます。

会長： 有り難うございました。その他、何かございますか。
今回は最後の協議会になるので、皆さんにご意見等をお聞きしたいと思います。

委員： 先程から、来年度から介護保険制度の制度改正といっても、ではどのようなのか具体的な数字が上がっていないことがちょっと残念だなと思います。これは府中市だけで決めるわけにはいかないのですが、目測か何かわかれば有り難いなと思います。

事務局： 27年4月から制度が大きく変わるのでございますけれども、一番大きいところとしては、新たな総合事業の関係です。それが平成29年度からですので、実際としては、今までの最終見込み量からすると、27年度、28年度は影響ないのでございますけれども、29年度は大きく影響があるということがまず1点ございます。

それと、給付費が大体4%超えて毎年増えてきておりますので、それを見込んでサービス量を出させていただいています。

また、高齢者保健福祉計画の重点的取組で目標をつくらせていただいたの

ですが、その中で今後の施設の展開等を、制度改正や市民の高齢者のニーズに合わせて作成したわけなのですけれども、それがサービス量のほうに反映してくるようになっていきます。

委員： 先ほどもお話がありましたが、資料2の福祉計画の19ページから22ページまで、(5)支援が必要な人と世帯の現状というところで、①生活保護世帯から⑦ニートまでデータが並んでいるのですが、その並べ方について2番目に福祉総合相談の状況が書かれていることや、またニートは全国の数値が書かれているのですが、その辺の記述も含めて、(5)の項目の順序や内容などに違和感があるというのが1点です。

それから、「健康ふちゅう21」につきましては、書き方としては、市が行うことと市民に頑張ってもらっていただくことをわかりやすく書いています。今日の議論とは別の話なのですけれども、そのように今進めております。

会長： 有り難うございました。データの整合性を含めての確認ですけれども、事務局からお願いします。

事務局： データの並べ方についてのご質問でございますが、新たな福祉課題を抽出するという目的で記載しているものでございます。これまでのボランティアの育成などの地域福祉、あるいは対象者別の福祉などでは収まりきらない部分について、こういった形で支援をしていくかという点を主眼にまとめたのですが、生活保護や近年クローズアップされてきた話題を並べています。それをどう支援していくかというところの窓口になるのが、地域福祉計画に書いてあります総合相談窓口である、という位置づけをしたものでございます。そういう意図が読み取れるかどうかというところで、並べ方につきましては、事務局で預からせていただければと考えております。

また、保健計画との整合性についてですが、健康ふちゅう21は全市民を対象にした計画であり、市の総合計画でも市ができること、市民にお願いすること、という区分けをしていますので、同様の書き方をしていると聞いております。福祉計画でそのような形式を取らなかった理由としては、高齢者保健福祉計画、障害者計画というように、主に支援を受ける方を対象にした計画ということで、「支援が必要な方にお願いすること」、「市ができること」というような書き方になり、先程もご指摘があった市が引いているイメージがかなり強くなってしまいますので、その点も考慮しまして、そういう形式を取らなかったということもございます。今後、次の計画の策定にあたっての宿題と考えているところです。

委員： 2点あります。1点目は、資料2の福祉計画の27ページの公助の取り扱いの部分なのですけれども、府中市の福祉は積み重ねた実績がありますし、今回の計画の中でも見直された部分はありますけれども、引き継がれた部分

もあり、周辺の地域の中では充実した福祉行政をやっているという認識を持っております。

しかし27ページで、公助の部分は、行政による福祉サービスとセーフティネットの整備と書かれており、先程のご説明では、生活保護を中心にしたというような話もありまして、この考え方はまさに国レベルの公助の考え方でして、27ページの図は、4分の1が公助の位置づけになっていまして、この比重は比重でいいと思うのですけれども、セーフティネットというところだけに絞り込んでしまいますと、府中市がかなり幅広く深く今までやってきた福祉を縮小させてしまうような表現になってしまうのではないかなということも危惧されます。もう少しこのところが、府中市の福祉が今まで蓄積したことも含めて、自信を持って主張できるような表現にさせていただいたほうがよろしいのではないかと思います。決して府中市の福祉状況は生活保護だけに絞り込んだものを行っているわけではないと思いますので、誤解のないような表現をさせていただいたほうがよろしいかなと思っています。

2点目は、資料4-3の介護保険料のところ、介護保険制度がスタートしたときは、基準額を1とすると、軽減のところは75%、50%、25%というかたちで、一定の刻み、ルールを持った刻みで金額が設定されてきたのですけれども、今回14段階になっておりまして、この基準額に対する保険料段階の刻みの部分を、市民の方々にご説明できるような一定のルールがあったほうがいいのではないかなというところで、この比率の指数は何なのかがわからなかったので、ご説明いただければと思います。

事務局：1点目は、資料2の27ページの自助、互助、共助、公助の考え方ということで、意図的に公助の役割を縮小させるということではないのですが、市でも限界が出てきている部分がございますので、皆さまのお力をお借りして今の福祉を維持、充実させていきたいという趣旨で記載したものです。

最初に、(1)自助、互助、共助、公助と載せていますのは、28ページ以降、具体的に(3)で互助、共助、(4)で公助について記載させていただいています。セーフティネットというところで、その本来あるべきところと国との施策の間をつなぐのが基礎自治体の役割ではないかという指摘はその通りでして、国でもそういう話をしており、市もそういう認識でいるところです。今回そういう枠組みの1つとして国が生活困窮者への枠組み等を作っておりますので、これについては、メニューとしては示されておりますが、その展開の仕方は基礎自治体はかなり裁量権を持っておりまして、その中で各市町村が創意工夫を考えながらいろいろな支援をする仕組みを考えていくというところをいわれているところです。

具体的には、今後、地域福祉計画で生活困窮者を支えていくための仕組みを整理、再編していくこととなりますが、今回の計画の基本理念は「みんなで作る、みんなの福祉」ということで、これまでの考え方を引き継ぐことを前提に今回の計画を作っておりますので、市の力の及ぶ範囲でということ

にはなりますが、これまで府中市が培ってきた福祉を引き継いでいくという考え方に変化はないものと考えています。

事務局： 2点目のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず前提条件として、介護保険の保険料率につきましては、国のほうで標準の段階を示しております。ご指摘のとおり、第1期、平成12年当初などのときは、その階段が基本的に非課税層、低所得者の方と、基準額よりも高い課税層の方が大体同じ割合になっていたのですが、今回、27年度から始まります第6期計画での国が定めている保険料率が、資料4-3でいうところの、例えば第1段階については0.5、第2段階と3段階については0.75、対しまして、例えば第8段階のところは1.5、第9段階より上は1.7ということで、必ずしも今、国が示している保険料率については基準額に対して非課税層のほうも下げる割合と、逆に課税層で上げる割合が同じ程度ではなくなっております。これについては国のほうで各自治体の所得区分、それぞれどういった所得を今もらっている方が65歳以上の方でいるかというところの人数比率に応じて公平に保険料を徴収できるような標準段階を示したものになっております。それに関しまして、府中市なり、それぞれの市町村で実際にどういった保険料率を定めるかというのはそれぞれ自治体の裁量になっております。

府中市としての考え方なのですが、第5期でも低所得者の方に配慮しましたきめ細かい保険料率を設定しておりまして、第6期につきましてもその考え方をもとに、国のほうでは9段階が標準なのですが、14段階というきめ細かい保険料率を定めることによって低所得者の方に配慮するという考え方を引き続き実践しております。

また、基本的に第5期の保険料率をそのまま引っ張ってくるイメージで考えております。やはり同じ所得段階の方が保険料率を変えることによって急激に保険料が6期になると上がってしまうというのを防ぐために、基本的には5期の保険料率を維持しながら、国の考え方を反映させるということになっております。

今回、この資料4-3で2つ示しました介護保険料は、12月24日に開催されました高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会でご意見を頂戴して決まったものなのですが、そちらについて少し補足説明させていただきます。

基本的には、先程、複数の委員さんからご指摘、ご質問いただきました平成27年からの制度改正ですとか、総合事業の開始、そういったものを反映させたサービス見込み量、こちらについては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会では詳しくご説明させていただいたのですが、それらを反映させましたサービス見込み量、ただし、例えば、報酬改定などはまだ未確定なものもありますので、まだ見込めないものもあるのですが、現時点での持ち得る情報の中で3年間、27年から29年までの3年間のサービス見込み量

を算定しまして、65歳以上の第1号被保険者の方にどれだけ介護保険料をご負担いただくかという推計の中で、介護保険料のそれぞれの料率や金額を出しております。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会では、公費軽減がある場合とない場合で、それぞれ3案ご提示させていただきまして、協議会でご議論いただいた中で決まったのが、この2つの案となっております。

現在、実際に国などから情報として市町村まで下りているものはないのですが、一部、新聞報道等では、消費税増税が見送られたことによって、この公費軽減がだいぶ縮小されて実施されるのではないかとということもありまして、実際には資料4-3の2枚目にあります「公費軽減がない場合」に基本的には近い保険料段階で27年からは実施することになるかと考えているところです。

会 長： よろしいでしょうか。基金をかなり投入する予定なのですか。

事 務 局： 基金につきましては、本年度末で4億9千万ほど積み立てられる予定となっておりますので、そのほとんどである4億4千万ぐらいを投入しまして保険料軽減に充てる予定となっております。

会 長： 基本的に全部まではいかないけれども、すべて出すという考え方ですね。有り難うございました。

委 員： 資料2の福祉計画の30ページの(2)災害時における避難行動要支援者への支援について、下から3行目のところですが、避難行動要支援者の名簿の周知を図るといふのは、名簿は作るということですね。それからその下に、難病のある人や乳幼児等への拡大を検討します、とありますが、今のところ難病の人は検討していないのですか。

事 務 局： 避難行動要支援者名簿は、以前から実施している災害時要援護者名簿のことで、当初より登録者や支援者は増えているのですけれども、自治会との協定は約400ある自治会の半分、約210の自治会さんとしか協定ができていない状況ですので、まずこの制度の周知を図っていくという趣旨です。協力していただける方、登録希望の方への周知を図っていくことにより、事業を拡大していき、お互いに非常時に支え合う体制を進めていきたいということに記載しております。避難行動要支援者への支援については、障害者計画、高齢者保健福祉計画、地域福祉計画の3分野いずれにつきましても、この文章に基づいた事業展開を記載しております。

現行の災害時要援護者名簿は、身体障害、知的障害、精神障害を登録要件にしていますが、平成25年4月に障害者総合支援法が施行され障害者の定義に難病等が追加されましたので、難病の方を登録要件に加えることを進めて

おります。今後、計画期間の中で支援が必要な人が適切な支援を受けられる体制づくりを進めていきたいということを記載しております。

委員： 3点ほど感想も含めて述べさせていただきます。総合的な福祉計画の策定に関わったのは、私自身初めてございまして、大変幅広く、また深く、府中市の福祉の現状や今後の方向性、具体策を把握することができて大変勉強になったと思います。まずは御礼を申しあげたいと思います。

2点目は、この協議会には自治会連合会の役員として参画させていただいたわけですが、府中市には約400を超える自治会・町会・管理組合がございます。具体的な活動をそれぞれ進めているわけですが、まだまだレベルアップを図る必要はかなり大きいわけでありまして、そういう意味では、市内の全世帯の約7割が加入している組織でございますので、影響力が大きいと思います。したがって今後の具体的な活動の面でぜひ貢献をしていきたいと思っておりますし、全体的なレベルアップを図っていきたくて考えております。特に今回の福祉計画の中で明確になりました地域福祉コーディネーター制度、これが本当に定着すれば、かなり具体的な前進が図れるのではないかと考えておりますので、コーディネーターの養成なり、あるいはバックアップをする体制を地域的につくっていきたくて思っております。

3点目は、現在、自治会連合会としては、孤立死、孤独死をどうやって防ぐのか、あるいは認知症に対する対策をどうわれわれが考えていけばいいのかということを含めて、PR、啓蒙活動を進めております。例えば、見守り活動等を行い、そういう方々に対する対応を含めて、具体的に活動も進めているところです。また、災害時要援護者対策につきましても、私ども自身の努力も、市の対応の努力も足りないと思っておりますので、災害時に本当に助けを求めている方をどうやってわれわれが助けることができるのか、公助では実際は無理だと思っておりますので、自治会活動を中心に地域の方々と手をつないで災害時の対応をきちんと行っていけるような体制づくりを、市と協力して行っていきたくて思っております。

いずれにしても、市民の大多数が加盟しております自治会としての役割を十分認識いたしまして、今後ともこの福祉計画の実施に努力をしてみたいと思います。

会長： 協働ということで、自治会・町会が核になっていくのだということでございますので、計画を実施していく上では、その辺も含めて検討していただくことになるかと思います。有り難うございました。

委員： 今回公募市民として参画させていただきまして、いろいろ考えることができました。また、いろいろ勉強させていただきました。特に細かい点はそれぞれの審議会、協議会でしっかり議論できていると思うのですが、福祉計画全体として、やはり現状のままではなくて、今後の新しい方向性をもっと明

確に出すべきではないだろうかと思えます。現在、福祉エリアの6地区、地域包括支援センターの11地域など、いろいろな考えをベースされていますけれども、今後、自助、互助という大きな目的に沿って地域福祉コーディネーターの事業を実施する以上、やはり今までの既存の地区割りではなくて、地域包括支援センターの11地域なら11地域というようなかたちで、この際、福祉計画できちんと方向性を出していくことが大事だと思うのですね。

今、私が住んでいるのは福祉エリアでいうと第1地区ですが、地域包括支援センターはあさひ苑で、これは府中のはずれなのですよね。もう少し住民がすぐ相談できる場所に地域福祉コーディネーターを配置する場所をきちんと作っていくことが大事ではないだろうかと思えますので、この福祉計画をつくる上では、新しい試みと合わせて、地区についても方向性を出していただいて、市として人員を配置するなり、いろいろなかたちで基盤づくりを進めていただければと思っております。

会 長： 有り難うございました。地域福祉コーディネーターの配置も含めて確認をさせていただきます。

事 務 局： 福祉エリアの課題はかなりご指摘をいただいた部分です。福祉計画の中ではそれぞれの圏域、エリアをいかしながらというような記述になっておりますので、市の事業全体で全部同じ圏域、エリアにできないだろうかという疑問があるところかと思えます。

今後、市でも市民協働ということで事業を進めていくにあたって、様々な団体と連携を図る必要があり、その中で当然エリアの問題が出てくるかと思えます。府中市は今年、市制施行60周年を迎えたわけですがけれども、その60年の中で様々な団体がそれぞれのエリアを使って今まで活動してきているという事情もございますので、今後事業を進めていく中で再編すべきかどうか、また再編をどのように進めていけばいいかというところを検討していく必要があると考えております。

ただ、この福祉計画は27年度からの計画でございますので、今申しあげたところも視野に入れながら、まずは現行の基盤に基づいて運用していきまして、計画を推進する中でエリアの調整を図っていければと考えております。なかなかご期待にそえない部分もあるかと思えますけれどもご理解いただければと思えます。

会 長： 本来ですと時期的にはきちんとしたエリアを設けて、新たな福祉のシステムをつくるのが大切だと思いますけれども、いろいろな事情があるようです。

委 員： 今回は福祉計画に参加させていただきまして有難うございました。福祉計画では、市民協働ということで大きなところがあつたと思えますけ

れども、あともう1つ財源の話で、先程、介護保険事業計画でお話がありましたけれども、子ども・子育て支援計画も消費税を当てにしているところが大きかったので、その辺で今、不安や心配はございますが、福祉計画も計画どおりにぜひ府中市さんが頑張っていたら有り難いと考えているところです。

委員： 私は老人クラブ連合会から今回初めてこの協議会に参加いたしまして、大変勉強になったところです。有り難うございます。

それから各審議会、協議会で検討されてきたこの計画案は、われわれが見てもなかなか難しいところもあるのですが、全体的にはよくまとまっているのではないかなと感じております。今度は市民の方々にいかに理解してもらうかが非常に大切なところだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長： 有り難うございました。それでは、何か質問や、改めて確認したいことはございますか。

委員： 私は障害者計画推進協議会の座長をしております。この6年間座長をさせていただきまして、府中市の福祉が非常に手厚いということを勉強させていただきました。感謝をしたいと思います。

相変わらずセーフティネット、公助のところにこだわっているのですけれども、セーフティネットというのは、落ちこちたら救うのですね。落ちないようにするのが基礎自治体のこれからの役割だと思うのです。財源が豊かだった頃は何でも市がやっていたのですが、財政的な問題、世の中の変化の問題もあって、もう公助だけ、地方自治体の力だけでは厳しくなって、どうしても地域を母体にした互助や共助を活用しながら福祉を推進していかなければいけない。しかしながら、自治体は互助、共助へシフトしていくにしても、それをきちんとバックアップするところをぜひ府中市には期待したいのです。それは府中市の福祉の歴史、伝統だと思うのです。

自助、互助、共助、公助、この4つの話は厚生労働省や国が出してきたのですけれども、その考え方はいかしつとも、府中市らしいバックアップのあり方をぜひ福祉計画の中に盛り込んでいただいて、府中市の福祉はちょっと違うぞというかたちの福祉計画にさせていただければと考えております。お願ひということになりますけれども、以上でございます。

会長： 有り難うございました。それでは副会長、お願ひします。

副会長： これだけの計画を当協議会で細かいところまで皆さまに検討いただき承認を得るといふことはなかなか難しいことだと思います。各審議会、協議会でもかなり専門的にいろいろ検討したことを、また再度この協議会で詳細

についていろいろご意見をいただくと、担当課は本当に大変だと思うのですが、私も高齢者や子どもの計画の審議会の会長をしております、その会議でもいろいろな立場の方から様々なご意見があって、それを1つにまとめるということは大変なことで、いつまでこういう大変なことをやり続けるのかなと、こういうプロセスについて私も福祉の業界に20年近くいた者として疑問を感じないわけではありません。

先程、公助が非常に腰が引けているというようなご意見があり、パブリックコメント手続きの実施結果にもございましたが、共助の介護保険にしる、社会保障にしる、実際に介護保険のサービスを実施しているのは自治体、市でございますので、共助にある程度の市の行政サービスは含まれていると思うのです。特にこの共助、そして自治連の委員の方に一番積極的なご発言をいただいて私も心強いと思ったのですが、互助がこれから住民の方たちが力をつけないといけないということで、資料2の福祉計画の27ページの図は、視覚的に良くないと思います。これでは公助が非常に堅い感じで、縮こまってしまいうイメージがあると思います。31ページの福祉コミュニティの図を工夫していただいて、とてもわかりやすくきれいに、ほのぼのとするような雰囲気になりました。簡単な工夫ですので、ぜひ27ページの図を丸く、明るいイメージにさせていただきたいと思います。例示も、もっといろいろな事例があると思いますので、具体的な活動をたくさん入れていただいて、明るいイメージにしてください。

子ども・子育て支援計画の新システムなどの図はとても明るいイメージで、実際は先ほど言ったように国はお金がないので動き出さなくて殺伐としたものですが、イラストや図はとてもわかりやすくできていますので、ぜひそれを参考にしていただきたいと思います。会長のおかげでこの協議会が和気あいあいとした会議で本当によかったなと思っております。

会 長： 有り難うございました。本日ご発言されていない委員も、一言ぜひ感想も含めてお願いします。

委 員： 制度の狭間の問題についてですが、保健計画や子ども・子育て支援計画は他の協議会で検討されており、福祉計画での保健や子ども関係の記述は少し足りない部分もあるので、私も個人的に市のホームページなどで各計画等を確認して、そういったところもなおざりにしないようにきちんとしていくべきだなと思っています。

また、細かいことかもしれないのですが、資料5-2の障害者計画の資料編の25ページで、発達障害の説明をわかりやすく入れていただいていたと思うのですが、日本精神神経学会では学習障害を学習症と呼称を変えろという、痴呆を認知症に変えろ、あるいは精神分裂病を統合失調症に変えろと同じような用語の変更が推奨されているような流れがありますので、法令上の話ではないかもしれませんが、そういった近日の動向を踏まえて呼称を変

える必要があるか、確認する必要があるのではないかと思います。

本当にいろいろとこの場で私も勉強させていただいて、有り難うございました。

会 長： 有り難うございました。制度的にはアスペルガーも名称が変わりますし、その辺も含めて事務局は確認をお願いします。

委 員： 協議会に参加させていただき有り難うございました。何でもそうですが、ちょっとかじってみないとその世界のことは本当にわからないですし、それがきっかけになることもありますので、これからは私もいろいろ興味を持って知っていったらいいなと思いました。本当に有り難うございました。

会 長： 有り難うございました。今日いただいた意見等については、とりわけ資料2の福祉計画の27ページの図を少し変えようという点も含めて、副会長と私のほうで修正をさせていただいて仕上げたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会 長： では、そのようにさせていただきたいと思います。

本日で最後の福祉計画検討協議会になりますけれども、いよいよこれを清書しまして、市長に計画案を報告することになるかと思います。皆様のご協力によりまして、つつがなく終わりました。ただ、この計画が実際にしっかり実施されているかということも、しっかりと見ていきたいなと思っております。府中市に住んでよかった、あるいは次に住みたいと思われるまちづくりを進めていきたいと思っております。本当に皆さんご苦労さまでした。有り難うございました。

そのほか、事務局から今後の日程も含めて説明をお願いします。

(4) その他

事 務 局： 計画に関する今後の予定ですが、本日ご確認いただきました計画案につきましては、いただいたご指摘等も含めまして修正させていただき、会長、副会長にお諮りして最終の計画案にさせていただきたいと思います。その後、市長報告や議会報告など所定の手続きを行い、計画書として現時点では3月下旬頃を目処に完成予定としております。完成後、委員の皆さまに送付させていただきます。

本協議会につきましては、先程会長からお話がございましたとおり、本日もちまして今年度予定しておりました会議はすべて終了となります。委員

の皆さまには多大なご協力をいただきまして計画の最終案までたどり着くことができました。改めてお礼申し上げます。

本日の協議会の会議録でございますが、後日、事務局から郵送させていただきますのでご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

来年度以降につきましては、今回策定いたしました各計画に基づき事業を実施し、各分野の審議会、協議会において進行管理をしていく予定です。

最後に事務局を代表しまして、福祉保健部次長より一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

福祉保健部次長： 本来であれば、部長からご挨拶申し上げるところでございますが、他の公務のため、代わりに事務局を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまには昨年度および今年度の2年間、合計8回にわたりまして福祉計画および各分野計画のご検討をいただきまして多くの貴重なご意見をいただきましたところでございます。本日、各計画につきまして最終案の作成まで至ったわけでございますが、これもひとえに皆さまのご協力の賜物であると改めて感謝申し上げます。

各計画案につきましては、先程ご説明させていただきましたとおり、今後、所定の手続きを経た上で、正式な計画書として公表してまいります。また、来年度からは策定した各計画書に基づきまして、それぞれの施策を展開していくこととなりますが、委員の皆さまにおかれましては、計画策定後も引き続き本市の福祉施策にお力添えをいただければ幸いに存じます。

最後に委員の皆さまのご健勝と今後ますますのご活躍を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。本当に有り難うございました。

事務局： 事務局からは以上でございます。

会長： それでは2年間有り難うございました。健康に十分気をつけて、今後ともご活躍をぜひお願いしたいと思います。有り難うございました。

以上